

佐倉市上下水道事業に係る
包括業務委託（ウォーターPPP）
に関する実施方針（案）

令和8年9月

佐倉市上下水道部

目 次

第 1.	特定事業の選定に関する事項	1
1.	特定事業の事業内容に関する事項	1
第 2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	12
1.	募集及び選定方法	12
2.	募集及び選定スケジュール	12
3.	応募者の参加資格要件	12
4.	審査及び選定手続き	16
5.	優先交渉権者選定後の手続き	18
第 3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1.	リスク分担の基本的な考え方	19
2.	事業の実施状況のモニタリング	19
3.	保険	19
第 4.	公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項.....	20
1.	公共下水道事業	20
2.	水道事業	35
第 5.	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	41
1.	疑義が生じた場合の措置	41
2.	管轄裁判所の指定	41
第 6.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	42
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	42
2.	金融機関又は融資団と市との協議	42
第 7.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	43
第 8.	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	44
1.	実施に関して使用する言語及び通貨	44
2.	実施方針に関する説明会	44
3.	実施方針に関する意見又は質問の受付	44
4.	連絡先及び情報提供	45
別紙 1	リスク分担表	

第 1. 特定事業の選定に関する事項

1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

佐倉市上下水道事業に係る包括業務委託（ウォーターPPP）

(2) 公共施設の管理者の名称

佐倉市上下水道事業管理者 関口 直行

(3) 事業の背景・目的

佐倉市（以下「市」という。）の水道事業は、昭和 31 年度の供用開始から令和 7 年度で 69 年が経過し、下水道事業は昭和 42 年度の供用開始から令和 7 年度で 58 年が経過しており、ともに施設の老朽化が進んでいる。また、水道・下水道施設の維持管理・更新においては、東日本大震災や昨今のゲリラ豪雨等を踏まえ、災害・危機に耐え得る強い施設にしていく必要があるため、今後、老朽化・耐震化対策や浸水対策に多額の費用がかかることが見込まれている。

一方で、水道料金・下水道使用料収入は、人口減少や節水機器の普及などによる減少傾向が見込まれるため、今後の財政運営はより一段と厳しいものになっていくことが想定される。

このような状況のもと、国は持続可能な上下水道事業を実現するため、民間企業のノウハウを活用した PPP/PFI（官民連携）の導入を推進している。特に、水道、下水道、工業用水道の分野では、コンセッション方式に加えて、同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、「管理・更新一体マネジメント方式」を含んだ「水の官民連携（ウォーターPPP）」の活用が位置付けられている。

市では、上下水道事業の中長期的な安定運営を確保するため、令和 7 年度に「ウォーターPPP 導入可能性調査」を実施し、事業スキームについてサウンディング調査等を行ってきた。

これまでの検討及びサウンディング調査の結果を踏まえ、令和 10 年度に、維持管理と更新を一体的に推進する「水の官民連携（ウォーターPPP）（レベル 3.5／管理・更新一体マネジメント方式）（更新実施型）」の導入を予定している。

本事業では、ウォーターPPP の実施により、安定的な執行体制の確保、効果的・効率的な事業運営を実現し、人々の生活に欠かせない公共サービスを将来にわたり、安定的に提供することを目的とする。

(4) 事業の基本方針

市及び受託者は上記の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

① 官民連携による業務の効率化・高度化

民間事業者が有する技術力やノウハウ、創意工夫、DX 技術等の最先端技術を活用することで、維持管理業務や改築更新業務の効率化・高度化を図り、限られた財源や人員の中でも効果的な事業運営を実現する。

② 計画的な改築更新の推進

維持管理と改築更新を一体的にマネジメントすることにより、施設の状態やリスクを踏まえた計画的な改築更新を推進し、施設のライフサイクルコストの削減を図る。

③ 安全・安心な上下水道サービスの維持・向上

適切な維持管理及び改築更新を実施するとともに、災害時や緊急時における対応力の向上を図り、市民生活や社会経済活動を支える安全・安心な上下水道サービスを継続的に提供する。

④ 地域社会の持続的発展

地元企業との連携を図り、地域資源の活用や人材の雇用、地域住民等との協働による地域貢献等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

(5) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設は以下のとおりである。

管路施設（污水）及びその他（下水道管理用地）は本事業開始時の令和 10 年 4 月から、浄水場及びポンプ場は令和 12 年 3 月から、その他（量水器）は令和 13 年 4 月から対象とする。

なお、農業集落排水及びし尿処理場の排水管路を将来的に公共下水道へ統合する予定であり、事業期間中に統合することとなった場合、統合に伴い公共下水道となる管路施設を本事業の対象施設に追加する可能性がある。この場合、対象施設の追加に伴う業務内容等について協議の上、変更契約を行うものとする。

表 1 対象施設の概要

事業区分	大分類	中分類	単位	数量※ ¹	対象時期
上水道	浄水場	浄水場	箇所	3	R12.3～
		その他関連施設	箇所	45	
	その他	量水器	件	79,175	R13.4～
下水道	管路施設 (污水)	管きよ	m	646,983	R10.4～
		マンホール	箇所	19,324	
		柵及び取付管	箇所	55,758	
		伏越し	箇所	6	
		圧送管	m	9,884	
	管路施設 (雨水)	管きよ	m	177,453	
		マンホール	箇所	4,900	
		吐口	箇所	201	
		開きよ	m	9,922	
	ポンプ 施設	汚水中継ポンプ場	箇所	6	R12.3～
		マンホールポンプ	箇所	49	
		排水設備（柵ポンプ）	箇所	22 (最大 30※ ²)	
	その他	下水道管理用地	m ²	22,712	R10.4～

※ 1 : 数量は令和 6 年度末時点

※ 2 : 柵ポンプは現状 22 箇所に設置されているが、事業期間中に最大 30 箇所となる可能性がある。

(6) 事業方式

本事業は、長期契約として各種業務を性能発注により包括的に委託し、上下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた更新（改築）について一体的にマネジメントする「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）（更新実施型）」とする。

また、現在契約中の「浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託」及び「水道料金・下水道使用料検針・収納及び窓口受付等業務委託」については、事業期間の途中から本事業に合流させる事業方式とする。

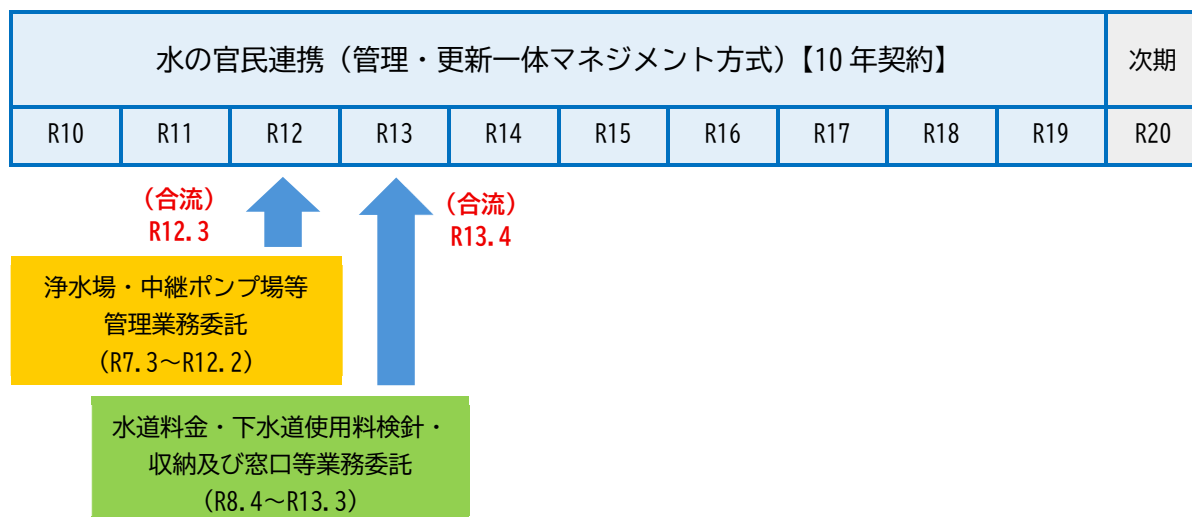


図 1 事業方式

現在契約中の業務の契約期間は下記のとおりである。

なお、浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託は、合流させる際に、業務範囲に「計画策定業務」を追加し、「更新支援型」とする。

表 2 契約中の業務

業務名	契約期間	対象施設	対象業務
浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託	令和 7 年 3 月～ 令和 12 年 2 月	浄水場、その他関連施設、汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ、排水設備（枡ポンプ）	運転管理（運転監視操作、水質監視、その他関連業務）、保全管理（保守点検、精密点検・試験等）、その他技術業務、修繕補修、薬品調達、関連業務
水道料金・下水道使用料検針・収納及び窓口受付等業務委託	令和 8 年 4 月～ 令和 13 年 3 月	量水器	受付業務、料金業務、給水業務、排水業務、電子計算処理業務、発注者に対する情報提供、業務の引継ぎ

(7) 業務の範囲

1) 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が受託者の義務となる事業のことをいう。本事業において義務事業とする対象業務は以下に示すとおりである。

表 3 本事業の対象業務

事業方式	業務の形態	区分	対象施設		対象業務
管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）	更新支援型	上水	浄水場	浄水場	【施設管理業務】 運転管理（運転監視操作、水質監視、その他関連業務）、保全管理（保守点検、精密点検・試験等）、その他技術業務、修繕補修、薬品調達、関連業務、計画策定業務（上水：修繕・改築計画案、下水：SM 関連、耐震関連）
				その他関連施設	
		下水	ポンプ施設	汚水中継ポンプ場	
	更新実施型	下水	管路施設	管きよ	【管路・施設共通業務】 改築業務（設計業務、改築業務）、計画策定業務（SM 関連、耐震関連） 【管路管理業務】 計画的業務（巡視、点検、調査）、住民対応等業務（調査、清掃、修繕、用地管理）
				マンホール	
				桝及び取付管	
				伏越し	
				圧送管	
			ポンプ施設	マンホールポンプ	【施設管理業務】 運転管理（運転監視操作、その他関連業務）、その他技術業務、修繕補修
				排水設備（桝ポンプ）	
			その他	下水道管理用地	住民対応等業務（用地管理）
	その他	上下水	その他	量水器	【料金窓口業務】 受付業務、料金業務、給水業務、排水業務、電子計算処理業務、発注者に対する情報提供、業務の引継ぎ

2) 附帯事業

附帯事業とは、現状に捉われない新たな取組みを導入し、上記の業務内容と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではない。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえ、附帯事業を採用する場合は、当該附帯事業を対象業務とみなし、要求水準書に受託者の附帯事業実施業務を定めることとする。

3) 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を受託者自らが負担して行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するにあたって、応募者は任意事業を提案することができる。また、事業期間中においても、受託者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではない。なお、提案した任意事業を新たに実施する場合においては、事前に市の承諾を必要とする。

受託者は、関係法令を遵守し、事業対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て受託者の責によるものとする。

なお、任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に基づく財産の処分が必要な場合は、市が必要な手続きを行い、補助金の返還が必要な場合には、受託者が相当額を負担するものとする。

(8) 想定事業量(案)

本事業で実施する各業務に関する実施数量を参考数量として以下に示す。ただし、ストックマネジメント計画に基づく業務については、計画値としている。なお、想定事業量は本事業の概略事業規模の把握を目的として現時点での想定量を示したものであり、確約するものではない。募集要項等の公表時に変更となる可能性があることに留意すること。

1) 統括管理業務

業務分類		参考見込み数量(10年間)	備考
総合窓口	電話対応	一式	
各種手続き	業務計画書作成	一式	
	審査・検査	一式	
技術管理	工程管理	一式	
	セルフモニタリング	一式	
	定例会議	一式	四半期に1回
報告書作成	年間報告書作成	一式	
	全体報告書作成	一式	
その他	業務総括	一式	
	次期 WPPP への提案	一式	
	業務の引継ぎ	一式	

2) 管路管理業務

業務分類		参考見込み数量（10 年間）		備考
計画的業務	巡視	約 253km		ストックマネジメント計画より
	点検	約 9,600 箇所		
	調査	管きよ	約 40km	
		MH	約 1,500 箇所	
住民対応等業務	調査	90 件		過年度平均件数×10 年
	清掃	440 件		
	修繕	管きよ	80 件	
		人孔	30 件	
		汚水枿	180 件	
		取付管	200 件	
		鉄蓋	430 件	
		舗装	150 件	
	用地管理	190 件		
改築業務 （SM 関連）	工事	MH 更生工法	約 40 箇所	ストックマネジメント計画より
		MH 蓋交換	約 2,350 箇所	
		管更生工法	約 0.7km	
改築業務 （単独事業）	調査	約 6,700m		
	設計	約 6,700m		
	工事	布設替工法	約 8,400m	
		枿・取付管改修	約 970 箇所	
改築業務 （耐震関連）	設計	人孔	約 150 箇所	耐震化計画より
	工事	人孔	約 150 箇所	
計画策定業務	ストックマネジメント計画策定	2 回		5 年に 1 回 ※管路
	耐震診断	約 46km		耐震化計画より ※管路
	耐震化計画策定	2 回		5 年に 1 回 ※管路

3) 施設管理業務（浄水場・中継ポンプ場等管理業務）

業務分類		参考見込み数量（8 年間）		備考
運転管理業務	運転監視操作	一式		
	水質監視	一式		
	その他関連業務	一式		
保全管理業務	保守点検	一式		
	精密点検・試験等	一式		
その他技術業務		一式		
修繕補修		一式		
薬品等調達		一式		
関連業務		一式		
改築業務 （単独事業）	工事	MP 交換	65 箇所	ポンプ本体と制御盤等の合算数
計画策定業務	ストックマネジメント計画策定	2 回		5 年に 1 回 ※中継ポンプ場、MP
	修繕改築計画案策定	1 回		初年度 ※浄水場 ※毎年度の時点修正を行う可能性あり
	耐震化計画策定	2 回		5 年に 1 回 ※中継ポンプ場

4) 料金窓口業務（収納・検針及び窓口受付等業務）

業務分類	参考見込み数量（7年間）	備考
受付業務	一式	
料金業務	一式	
給水業務	一式	
排水業務	一式	
電子計算処理業務	一式	
発注者に対する情報提供	一式	
業務引継ぎ	一式	

(9) 概算事業費（案）

概算事業費を以下に示す。なお、概算事業費は本事業の概略事業規模の把握を目的として現時点での想定量を示したものであり、確約するものではない。募集要項等の公表時に変更となる可能性があることに留意すること。

表 4 概算事業費（案）

業務内容	概算事業費（税抜）
① 管路管理業務	7,377 百万円
・ 計画的業務	309 百万円
・ 住民対応等業務	985 百万円
・ 改築業務	5,736 百万円
・ 計画策定業務	347 百万円
② 統括管理業務	370 百万円
③ 浄水場・中継ポンプ場等管理業務	3,157 百万円
④ 収納・検針及び窓口受付等業務	2,521 百万円
合計	13,425 百万円

※概算事業費は、令和 7 年度単価

(10) 事業期間

1) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日までとし、契約書及びその他関係書類（要求水準書及び提案書等）に従い事業を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間は、引継ぎの期間（業務準備期間）とし、受託者は市又は市の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継ぎに要する費用は、市又は市の指定する者及び受託者が、それぞれ負担するものとする。

表 5 事業実施スケジュール

項目	予定
基本協定の締結	令和 9 年 11 月
事業契約の締結	令和 9 年 12 月
引継ぎの期間	事業契約締結翌日～令和 10 年 3 月 31 日
履行期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 20 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 20 年 3 月 31 日

2) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、受託者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の 2～3 年前頃には、次期事業の検討及び準備を始める予定のため、受託者は事業の引継ぎに必要なものを提供する等市に協力しなければならない。

(1 1) 事業の費用負担

1) 義務事業

市は、業務範囲に定めている義務事業に要する費用を負担する。なお、その負担予定額等の詳細は市と受託者との協議の上、事業契約に定める。

2) 附帯事業

市は、附帯事業に係る費用の全てを負担する。その負担予定額等の詳細は市と受託者との協議の上、事業契約に定める。

3) 任意事業

受託者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(1 2) 改築工事に関する留意事項

1) 改築工事の実施

受託者は、事業契約に基づき対象施設の改築工事を行う。ただし、市が公益上の理由により必要であると判断したときは、対象施設について市が改築工事を行うことがある。その場合は、受託者は、市に協力するものとする。

2) 改築工事を行った施設の所有

市又は受託者が改築工事を行った施設は、市の所有に属するものとする。

3) 改築工事の対象

改築工事の対象は、要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、受託者の提案を妨げるものではない。

(1 3) プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

事業期間中において、受託者からの新技術等の導入提案により運転・維持管理費等に関する費用削減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用削減分をシェアする。コスト削減分のシェア額やシェアの手法については、事案ごとに市と受託者が協議し、双方が合意の上、事業契約に定める。

なお、リスク分担表（別紙1）に記載されている内容に起因する事業費増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、受託者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めするため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行うことを前提としている。

2. 募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは概ね表 6 のとおりである。

表 6 募集及び選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和 8 年 9 月	実施方針（案）の公表
令和 8 年 9 月	説明会、実施方針（案）に対する質問受付
令和 8 年 11 月以降（未定）	要求水準書（案）の公表、対話、要求水準書（案）に対する質問受付
令和 9 年 4 月	募集要項等公表
令和 9 年 4 月	説明会、対話、募集要項等に対する質問受付
令和 9 年 4 月上旬～6 月中旬	参加表明書及び参加資格確認申請書等の受付
令和 9 年 6 月下旬	資格審査結果の通知
令和 9 年 7 月上旬	現地調査、競争的対話の実施
令和 9 年 7 月中旬～8 月下旬	提案書類の提出
令和 9 年 9 月	プレゼン実施
令和 9 年 10 月	提案書類の評価、優先交渉権者の決定
令和 9 年 11 月	基本協定の締結
令和 9 年 12 月	事業契約の締結
令和 9 年 12 月（事業契約締結翌日）～3 月	引継ぎ期間
令和 10 年 4 月	事業開始

3. 応募者の参加資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

（1）応募者の構成

- ① 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募グループを構成する企業数に上限は設けないものとし、1 企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- ② 応募グループは、維持管理企業、建設企業、設計企業、統括管理企業等の本事業での役割を担う企業から構成されるグループとする。代表企業は応募グループを代表して応募参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び応募資格確認申請書の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。

- ③ 応募グループの場合、SPC 又は共同企業体（以下「JV」という。）の設立を求める。また、応募グループは、各業務をまとめる統括管理責任者（各業務の責任者との兼務可）を選任させるものとする。
- ④ 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑤ 参加表明書及び応募資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむをえない事情があると市が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- ⑥ 応募グループの構成企業は、他の応募参加者の構成企業になることはできない。

（２） 応募企業、応募グループ構成企業に共通の参加資格

応募者（応募グループの場合構成企業の全て）は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 11 年 11 月 25 日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者
 - ウ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事その他の契約から排除要請があり、当該状態が継続している者
- ④ 同一の法人、団体又は代表者が、重複して参加表明をしていないこと。
- ⑤ 佐倉市一般（指名）競争入札参加者名簿に登録されている者であること。登録されていない場合は、以下の書類を提出すること。
 - ア 登記事項証明書（法人の場合）の写し
 - イ 印鑑証明書の写し
 - ウ 財務諸表
 - エ 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書の写し
- ⑥ 佐倉市上下水道事業に係る包括業務委託（ウォーター PPP）事業者選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面もしくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- ⑦ 本事業に係る導入可能性調査、アドバイザー業務に関与した者及びこれらの者と資本面もしくは人事面において関連のある者でないこと。
 - ・ 中日本建設コンサルタント株式会社
 - ・ 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
 - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(3) 業務実施企業に求める要件

業務全体を統括する統括管理責任者（1名）、浄水場・中継ポンプ場等の維持管理・計画業務を統括する施設管理業務責任者（1名）、管路施設の維持管理・計画・改築業務を統括する管路管理業務責任者（1名）、窓口・受付等関連業務を統括する料金窓口業務責任者（1名）を定めることとする。なお、施設管理業務責任者、管路管理業務責任者及び料金窓口業務責任者は、相互に兼務することができない。ただし、施設管理業務責任者、管路管理業務責任者又は料金窓口業務責任者のいずれか1名は、統括管理責任者を兼務することができるものとする。

業務責任者は下記要件を満たすこと。

表 7 業務責任者の業務内容及び資格要件

名称	業務内容	要件
統括管理責任者 【1名】	・事業全体の一元的な統括管理 ・市との窓口対応 ・課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定を行う	・業務委託全体を統括する管理能力がある者 ・市との窓口となり、業務を管理する能力がある者 ・現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができる者
施設管理業務責任者 【1名 ※統括管理責任者を兼務可能】	・浄水場、中継ポンプ場等の維持管理業務及び計画策定業務を適切に遂行する ・そのために必要な従事者の指導監督、育成を行う ・統括管理責任者の不在時には、その業務を代行する	・水道に関する高度な技術力及び浄水施設の運転管理、維持管理に5年以上の実務経験を有する者
管路管理業務責任者 【1名 ※統括管理責任者を兼務可能】	・管路施設の維持管理業務、計画策定業務及び改築業務を適切に遂行する ・そのために必要な従事者の指導監督、育成を行う ・統括管理責任者の不在時には、その業務を代行する	・管路に関する高度な技術力及び管路施設の維持管理に5年以上の実務経験を有する者
料金窓口業務責任者 【1名 ※統括管理責任者を兼務可能】	・料金徴収・窓口関係事業を適切に遂行する ・そのために必要な従事者の指導監督、育成を行う ・統括管理責任者の不在時には、その業務を代行する	・料金・窓口業務に関する5年以上の実務経験を有する者

また、各業務の実施者は次の資格要件を満たすこと。

表 8 業務従事者の資格要件

対象業務	配置技術者	資格要件
管路施設の維持管理業務 ・計画的業務（巡視、点検、調査） ・住民対応等業務（調査、清掃、修繕、用地管理）	主任技術者	・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ※修繕は建設業法の規定を遵守すること
管路施設の改築業務 ・改築工事	主任技術者	・1級又は2級土木施工管理技士
ポンプ施設の改築業務 ・MP改築工事	主任技術者	・1級又は2級電気工事管理技士等（実務経験年数の規定あり） ・実務経験者（10年以上）
ポンプ施設の改築業務 ・マンホールポンプ改築工事	主任技術者	・1級または2級電気工事施工管理技士等（実務経験年数の規定あり） ・実務経験者（10年以上）
計画策定業務 ・設計業務 ・計画策定業務	管理技術者 照査技術者	以下のいずれかを有する者 ・技術士（総合技術監理部門：下水道） ・技術士（上下水道部門：下水道） ・RCCM（下水道部門）
浄水場、中継ポンプ場等の維持管理業務	各浄水場又は各浄水場の監視拠点ごとに1名以上	・浄水施設管理技士三級以上
	業務従事者	次の資格を有する者を配置すること ・第三種電気主任技術者又は第一種電気工事士 ・下水道技術検定第三種又は下水道管理技術認定試験合格者 ・危険物取扱者乙種4類 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ・その他業務に必要な有資格者
窓口・受付等業務	主任技術者	・給水装置工事主任技術者 ・千葉県下水道協会に登録されている排水設備工事責任技術者

（４）参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

（５）応募の留意点

応募グループの構成企業及び協力企業については、競争性、公平性及び透明性の観点から、本事業により実施する設計の成果を基に、市が発注する工事の入札に参加できないものとする。

4. 審査及び選定手続き

(1) 事業者選定委員会の設置

市は、優先交渉権者の選定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験を有する者等をアドバイザーとする佐倉市上下水道事業に係る包括業務委託（ウォーターPPP）事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する予定である。

選定委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価等を行う。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等、詳細については、募集要項等に示す。

(4) 審査方法

第一次審査及び第二次審査の２段階で審査を行い、資格審査及び提案内容の審査を行う。

第一次審査では、第一次審査に参加する応募者から、募集要項等に定めるところにより作成された参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。市は、参加資格要件を充足することを確認の上、参加資格確認の結果を通知する。申請期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格が無いとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

第二次審査では、参加資格があるとされた者から、募集要項等に定めるところにより作成された提案審査書類を受け付ける。選定委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

市は、選定委員会の審査及び評価を受け、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等において示す。

(5) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(6) 優先交渉権者選定の取り消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない場合、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 競争的対話の実施

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う。

(8) 附帯事業及び任意事業に関する予備的審査

附帯事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了前に、附帯事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

なお、提案概要書及び提出方法は、募集要項等において示す。

5. 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) SPC 等の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、必要に応じて SPC や JV を設立するものとする。

なお、SPC を設立する場合、本社所在地は佐倉市内とし、本事業期間中は市外に移転させないものとする。また、SPC を株式会社として設立する場合、SPC が発行する普通株式の譲渡については、SPC の承認機関による承認に加え、市の承諾を必要とする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、SPC 等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と業務内容について協議を行うことができる。なお、事業契約に向けた事業準備行為に係る費用については、市及び優先交渉権者それぞれの負担とする。

(4) 事業契約の締結

市と受託者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、事業契約書（案）の内容について、軽微なもの以外は変更しない。

(5) 事業の開始

受託者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に示された「想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及び「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、市と受託者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担（案）」によることとする。

なお、詳細事項については、実施方針等に対する質問・意見・提案の結果を踏まえ、募集要項等において示す。

2. 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

受託者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、受託者の財務状況を把握するために、受託者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

受託者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、受託者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。

受託者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は受託者に代わり、本事業を実施することができる。その場合に係る費用は、受託者に求めることができるものとする。

3. 保険

受託者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要な応じて加入すること。なお、付保した保険契約の内容及び保険証券の内容については市の確認を得るものとする。受託者が付保すべき保険については、募集要項等において示す。

第 4. 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項

1. 公共下水道事業

(1) 汚水中継ポンプ場

1) 立地条件等

表 9 汚水中継ポンプ場の立地条件

区分	施設名称	所在地
汚水中継 ポンプ場	志津中継ポンプ場	佐倉市ユーカリが丘 1-1-33
	岩名中継ポンプ場	佐倉市宮前 2-38
	臼井中継ポンプ場	佐倉市臼井田 2292-2
	井野中継ポンプ場	佐倉市井野 1394-3
	西志津中継ポンプ場	佐倉市西志津 7-4-7
	六崎中継ポンプ場	佐倉市表町 4-12-1

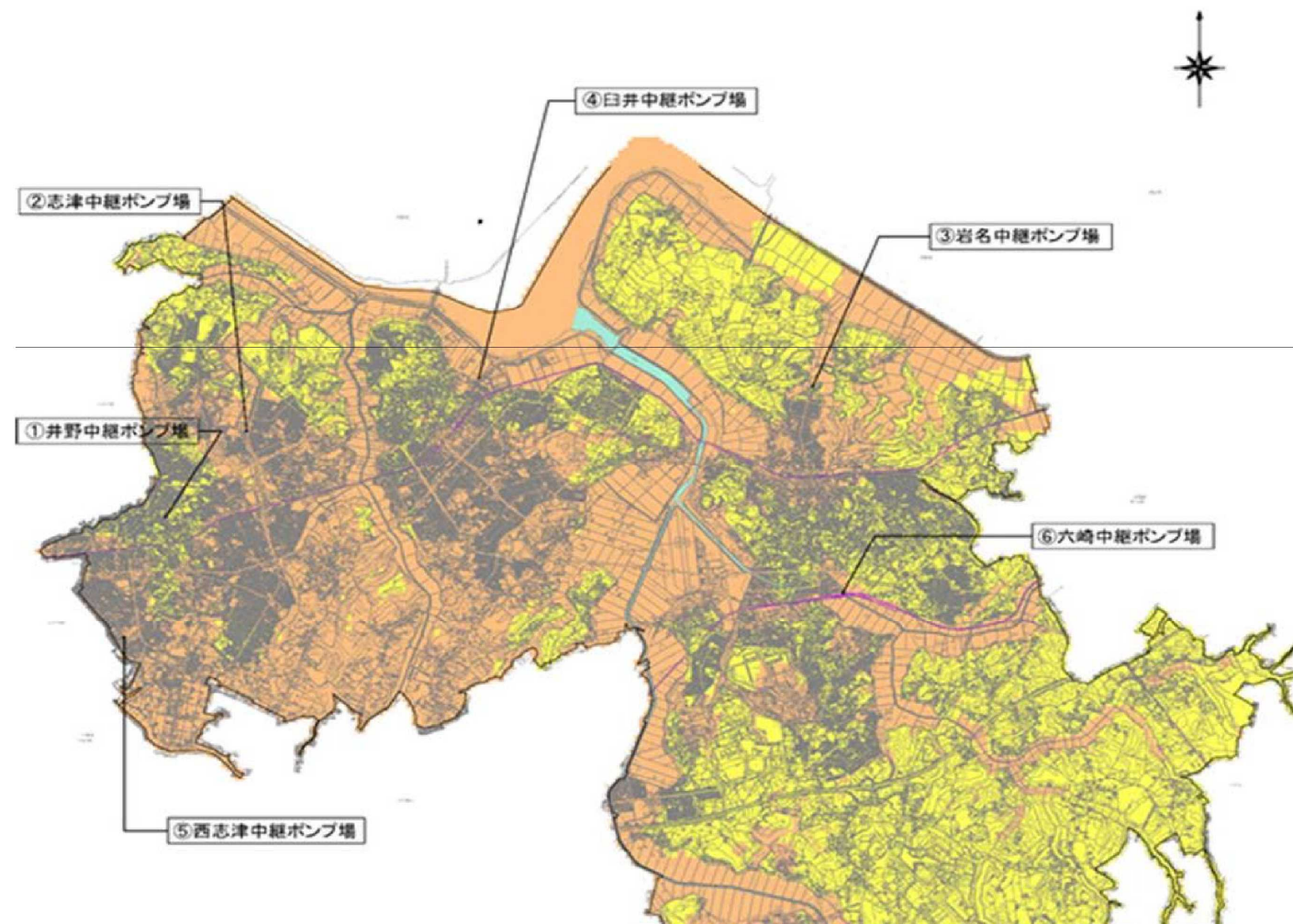


図 2 汚水中継ポンプ場配置図

2) 施設構成の概要

表 10 汚水中継ポンプ場の施設構成の概要

施設名称	施設・設備	形式・能力	数量	備 考
井野 中継ポンプ場	排水能力	0.42m ³ /分		
	沈砂池	—		
	除塵設備	—		
	主ポンプ	0.94m ³ /min×4.0m×1.5kW	2台	
	自家発電設備	3.5kVA	1式	
	上屋	RC造り	1棟	
志津 中継ポンプ場	排水能力	7.66m ³ /分		高压受電
	沈砂池	水面積負荷1,800m ³ /m ² ・日	2池	
	除塵設備	破碎機 2.2+0.4kW	1台	
	主ポンプ	6.00m ³ /min×26.0m×37kW	4台	着脱式水中形
	自家発電設備	180kVA	1式	
	上屋	RC造り	1棟	
岩名 中継ポンプ場	排水能力	0.83m ³ /分		
	沈砂池	水面積負荷1,800m ³ /m ² ・日	2池	
	除塵設備	破碎機 0.4kW	1台	
	主ポンプ	1.47m ³ /min×32.5m×15kW	3台	
	自家発電設備	100kVA	1式	
	上屋	RC造り	1棟	
臼井 中継ポンプ場	排水能力	0.78m ³ /分		
	沈砂池	—		
	除塵設備	破碎機 0.75kW	1台	
	主ポンプ	1.00m ³ /min×18.0m×11kW	3台	着脱式水中形
	自家発電設備	55kVA	1式	
	上屋	RC造り	1棟	
西志津 中継ポンプ場	排水能力	1.92m ³ /分		
	沈砂池	—		
	除塵設備	破碎機 0.4kW	1台	
	主ポンプ	1.4m ³ /min×18.0m×11kW	3台	着脱式水中形
	自家発電設備	60kVA	1式	
	上屋	RC造り	1棟	
六崎 中継ポンプ場	排水能力	0.18m ³ /分		
	沈砂池	—		
	除塵設備	破碎機 0.2kW	1台	
	主ポンプ	0.45m ³ /min×9.0m×2.2kW	2台	着脱式水中形
	自家発電設備	18kVA	1式	
	上屋	RC造り	1棟	

(2) マンホールポンプ

1) 立地条件等

表 11 マンホールポンプの立地条件

番号	地区	機場名称	所在地
1-1	佐倉	将門1号	佐倉市将門町78-4地先
1-2		将門2号	佐倉市将門町76-1地先
1-3		佐倉北1号	佐倉市本町31-6地先
1-4		佐倉北5号	佐倉市並木町90-1号
1-5		佐倉北6号	佐倉市鍋山町144-11地先
1-6		岩名1号	佐倉市岩名56地先
1-7		瓜作団地内1号	佐倉市鑄木町1047-27地先
1-8		佐倉南12号	佐倉市寺崎北四丁目地先
1-9		本佐倉1-1号	佐倉市大佐倉1929-15地先
1-10		佐倉南5号	佐倉市表町三丁目15地先
1-11		佐倉北7号	佐倉市飯野地先
2-1	六崎・木野子	佐倉南1-1号	佐倉市城423-1地先
2-2		佐倉南1-2号	佐倉市六崎756-1地先
2-3		大作1-1号	佐倉市小篠塚1198地先
2-4		大作1-2号	佐倉市小篠塚1201-9地先
2-5		弥富1号	佐倉市神門76地先
2-6		佐倉南1-3号	佐倉市寺崎北二丁目101地先
3-1	新臼井田・生谷	臼井1号	佐倉市江原282-57地先
3-2		臼井1-2号	佐倉市臼井1569-1地先
3-3		臼井1-3号	佐倉市臼井1568地先
3-4		臼井12-1号	佐倉市臼井田764-3地先
3-5		臼井12-2号	佐倉市臼井1415-19地先
3-6		臼井8-1号	佐倉市生谷1559-11地先
3-7		臼井8-2号	佐倉市生谷1515-170地先
3-8		臼井1-4号	佐倉市臼井1559地先
4-1	臼井・上座・井野	臼井9号	佐倉市臼井台22-12地先
4-2		志津1-2号	佐倉市上座827-24地先
4-3		志津1-3号	佐倉市上座935-7地先
4-4		志津1-4号	佐倉市上座1220-9地先
4-5		志津1-6号	佐倉市小竹669-1地先
4-6		志津5号	佐倉市上座332-3地先
4-7		志津5-2号	佐倉市上座710-16地先
4-8		志津10号	佐倉市井野1382-5地先
4-9		志津23号	佐倉市青菅1010-15地先
4-10		小竹1号	佐倉市小竹1232地先
5-1	中志津・志津	志津1号	佐倉市上座408-70地先
5-2		志津1-5号	佐倉市上志津1282地先
5-3		志津2-1号	佐倉市上志津1080-216地先
5-4		志津2-2号	佐倉市上志津1080-75地先
5-5		志津3号	佐倉市中志津二丁目32（三丁目8-20）
5-6		志津6-1号	佐倉市西志津七丁目9-21地先
5-7		志津6-2号	佐倉市西志津七丁目8-15地先
5-8		志津6-3号	佐倉市上志津1341-19地先
5-9		志津6-4号	佐倉市上志津756-3地先
5-10		志津21-1号	佐倉市中志津六丁目28-3地先
5-11		志津21-2号	佐倉市中志津七丁目23-9
5-12		志津21-3号	佐倉市中志津七丁目377-20地先
5-13		志津21-4号	佐倉市上志津866地先
5-14		志津14号	佐倉市上志津1316-1地先

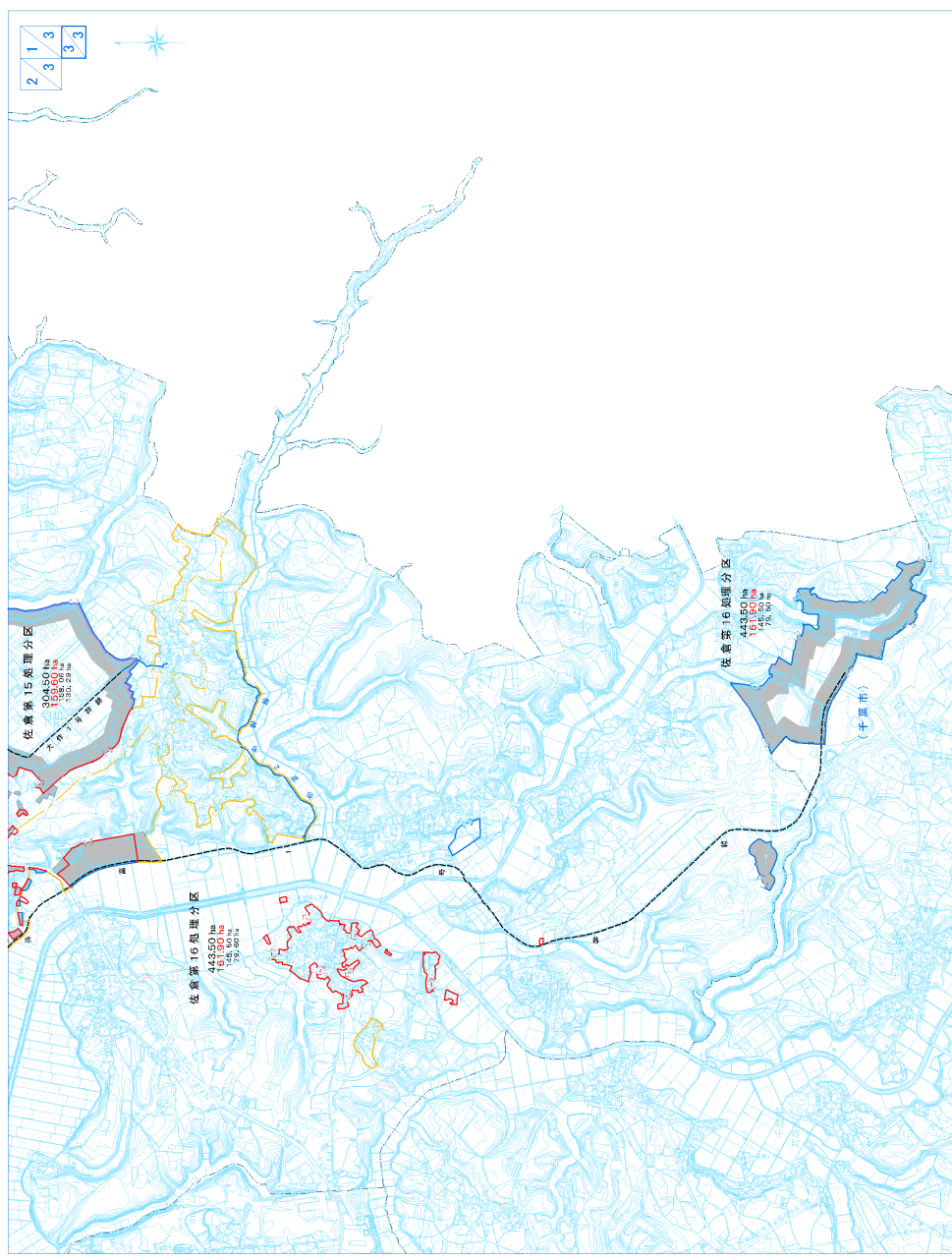
2) 施設構成の概要

表 12 マンホールポンプの施設構成の概要

番号	地区	機場名称	ポンプ仕様				
			口径 (mm)	吐出量 (m ³ /分)	揚程 (m)	出力 (kW)	台数 (台)
1-1	佐倉	将門1号	80	0.400	11	2.2	2
1-2		将門2号	80	0.400	11	2.2	2
1-3		佐倉北1号	50	0.208	6.5	1.5	2
1-4		佐倉北5号	80	0.500	11	3.7	2
1-5		佐倉北6号	65	0.200	5.5	1.5	2
1-6		岩名1号	65	0.300	16	5.5	2
1-7		瓜作団地内1号	65	0.160	2.6	1.5	2
1-8		佐倉南12号	150	2.880	6.8	5.5	2
1-9		本佐倉1-1号	50	0.160	10.7	1.5	2
1-10		佐倉南5号	65	0.159	4.6	0.75	2
1-11		佐倉北7号	80	0.300	15.5	3.7	2
2-1	六崎・木野子	佐倉南1-1号	65	0.400	15.9	1.5	2
2-2		佐倉南1-2号	65	0.020	6.9	1.5	2
2-3		大作1-1号	65	0.200	10	2.2	2
2-4		大作1-2号	65	0.160	6.5	1.5	2
2-5		弥富1号	65	0.160	3.8	1.5	2
2-6		佐倉南1-3号	80	0.305	5.9	1.5	2
3-1	新臼井田・生谷	臼井1号	50	0.060	9.8	1.5	2
3-2		臼井1-2号	50	0.080	4.2	0.4	2
3-3		臼井1-3号	50	0.160	5.5	0.75	2
3-4		臼井12-1号	65	0.380	7.2	1.5	2
3-5		臼井12-2号	80	0.400	9	2.2	2
3-6		臼井8-1号	65	0.160	3.5	0.75	2
3-7		臼井8-2号	65	0.160	13	2.2	2
3-8		臼井1-4号	50	0.130	4.5	0.75	2
4-1	臼井・上座・井野	臼井9号	50	0.035	11	0.75	2
4-2		志津1-2号	75	0.160	6	0.75	2
4-3		志津1-3号	50	0.100	2.2	0.4	2
4-4		志津1-4号	65	0.160	5.9	0.75	2
4-5		志津1-6号	65	0.160	9.7	1.5	2
4-6		志津5号	80	0.200	6.5	2.2	2
4-7		志津5-2号	50	0.160	4.3	0.4	2
4-8		志津10号	80	0.120	2.8	2.2	2
4-9		志津23号	80	0.120	7.1	3.7	2
4-10		小竹1号	65	0.160	9.7	1.5	2
5-1	中志津・志津	志津1号	65	0.200	5.5	1.5	2
5-2		志津1-5号	50	0.100	7.9	0.4	2
5-3		志津2-1号	50	0.036	5	0.75	2
5-4		志津2-2号	50	0.008	3.2	0.75	2
5-5		志津3号	65	0.300	4.5	1.5	2
5-6		志津6-1号	80	0.200	18.2	3.7	2
5-7		志津6-2号	80	0.200	18.2	3.7	2
5-8		志津6-3号	65	0.160	14.2	5.5	2
5-9		志津6-4号	65	0.160	13.1	3.7	2
5-10		志津21-1号	65	0.500	12	2.2	2
5-11		志津21-2号	65	0.075	4.3	1.5	2
5-12		志津21-3号	65	0.160	10	1.5	2
5-13		志津21-4号	65	0.160	13.5	2.2	2
5-14		志津14号	65	0.420	5.2	0.75	2

1) 立地条件等





佐倉市上下水道部下水道課	
図面名	計画図
縮尺	1:10,000
図面年	10.000
図面月	10.000
図面日	10.000

図	説
①	計画図
②	計画図
③	計画図
④	計画図
⑤	計画図
⑥	計画図
⑦	計画図
⑧	計画図
⑨	計画図
⑩	計画図
⑪	計画図
⑫	計画図
⑬	計画図
⑭	計画図
⑮	計画図
⑯	計画図
⑰	計画図
⑱	計画図
⑲	計画図
⑳	計画図
㉑	計画図
㉒	計画図
㉓	計画図
㉔	計画図
㉕	計画図
㉖	計画図
㉗	計画図
㉘	計画図
㉙	計画図
㉚	計画図
㉛	計画図
㉜	計画図
㉝	計画図
㉞	計画図
㉟	計画図
㊱	計画図
㊲	計画図
㊳	計画図
㊴	計画図
㊵	計画図
㊶	計画図
㊷	計画図
㊸	計画図
㊹	計画図
㊺	計画図
㊻	計画図
㊼	計画図
㊽	計画図
㊾	計画図
㊿	計画図

図	説
①	計画図
②	計画図
③	計画図
④	計画図
⑤	計画図
⑥	計画図
⑦	計画図
⑧	計画図
⑨	計画図
⑩	計画図
⑪	計画図
⑫	計画図
⑬	計画図
⑭	計画図
⑮	計画図
⑯	計画図
⑰	計画図
⑱	計画図
⑲	計画図
⑳	計画図
㉑	計画図
㉒	計画図
㉓	計画図
㉔	計画図
㉕	計画図
㉖	計画図
㉗	計画図
㉘	計画図
㉙	計画図
㉚	計画図
㉛	計画図
㉜	計画図
㉝	計画図
㉞	計画図
㉟	計画図
㊱	計画図
㊲	計画図
㊳	計画図
㊴	計画図
㊵	計画図
㊶	計画図
㊷	計画図
㊸	計画図
㊹	計画図
㊺	計画図
㊻	計画図
㊼	計画図
㊽	計画図
㊾	計画図
㊿	計画図

(4) 排水設備（桧ポンプ）

1) 立地条件等

表 13 排水設備（桧ポンプ）の立地条件

番号	施設名	所在地	備考
1	桧ポンプ場	臼井	住所は受託者に通知
2	桧ポンプ場	宮小路町	
3	桧ポンプ場	井野	
4	桧ポンプ場	臼井	
5	桧ポンプ場	鎚木町	
6	桧ポンプ場	小竹	
7	桧ポンプ場	小竹	
8	桧ポンプ場	城	
9	桧ポンプ場	弥勒町	
10	桧ポンプ場	弥勒町	
11	桧ポンプ場	城	
12	桧ポンプ場	城	
13	桧ポンプ場	宮前	
14	桧ポンプ場	生谷	
15	桧ポンプ場	上座	
16	桧ポンプ場	上志津	
17	桧ポンプ場	臼井	
18	桧ポンプ場	小竹	
19	桧ポンプ場	小竹	
20	桧ポンプ場	小竹	
21	桧ポンプ場	青菅	
22	桧ポンプ場	木野子	
23	桧ポンプ場	木野子	
24	桧ポンプ場	江原新田	
25	桧ポンプ場	小竹	
26	桧ポンプ場	高岡	
27	桧ポンプ場	臼井	
28	桧ポンプ場	臼井田	
29	桧ポンプ場	六崎	
30	桧ポンプ場	臼井	

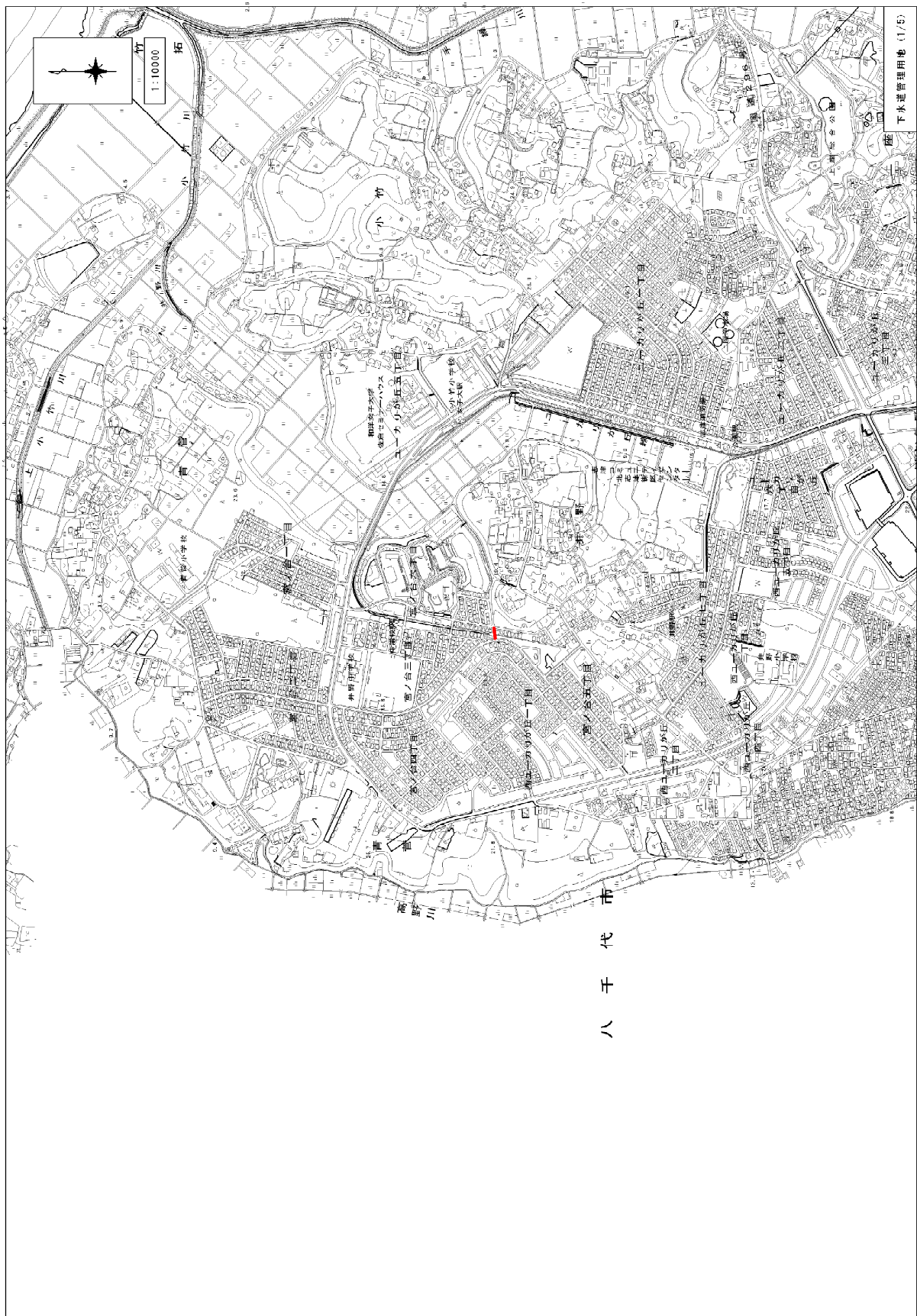
2) 施設構成の概要

表 14 排水設備（桟ポンプ）の施設構成の概要

番号	施設名	ポンプ仕様				備考
		口径 (mm)	使用電圧 (V)	出力 (kW)	台数 (台)	
1	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	臼井
2	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	宮小路町
3	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	井野
4	桟ポンプ場					臼井
5	桟ポンプ場	65	200	2.2	1	鎗木町
6	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	小竹
7	桟ポンプ場				1	小竹
8	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	城
9	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	弥勒町
10	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	弥勒町
11	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	城
12	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	城
13	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	宮前
14	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	生谷
15	桟ポンプ場					上座
16	桟ポンプ場					上志津
17	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	臼井
18	桟ポンプ場					小竹
19	桟ポンプ場					小竹
20	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	小竹
21	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	青菅
22	桟ポンプ場				1	木野子
23	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	木野子
24	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	江原新田
25	桟ポンプ場				1	小竹
26	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	高岡
27	桟ポンプ場	－	－	－	1	臼井
28	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	臼井田
29	桟ポンプ場	－	－	0.4	1	六崎
30	桟ポンプ場	50	100	0.4	1	臼井

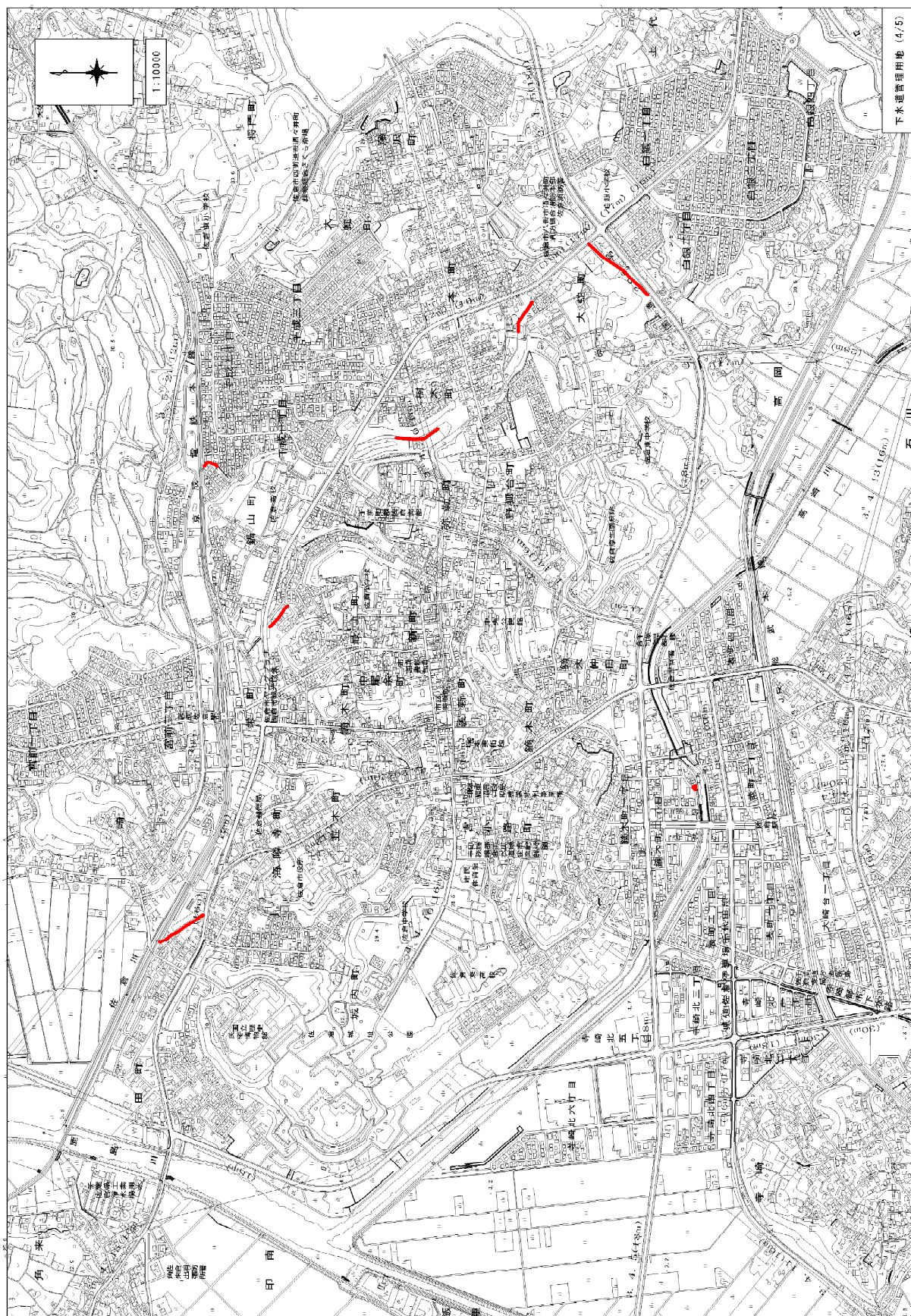
(5) 下水道管理用地

1) 立地条件等









2. 水道事業

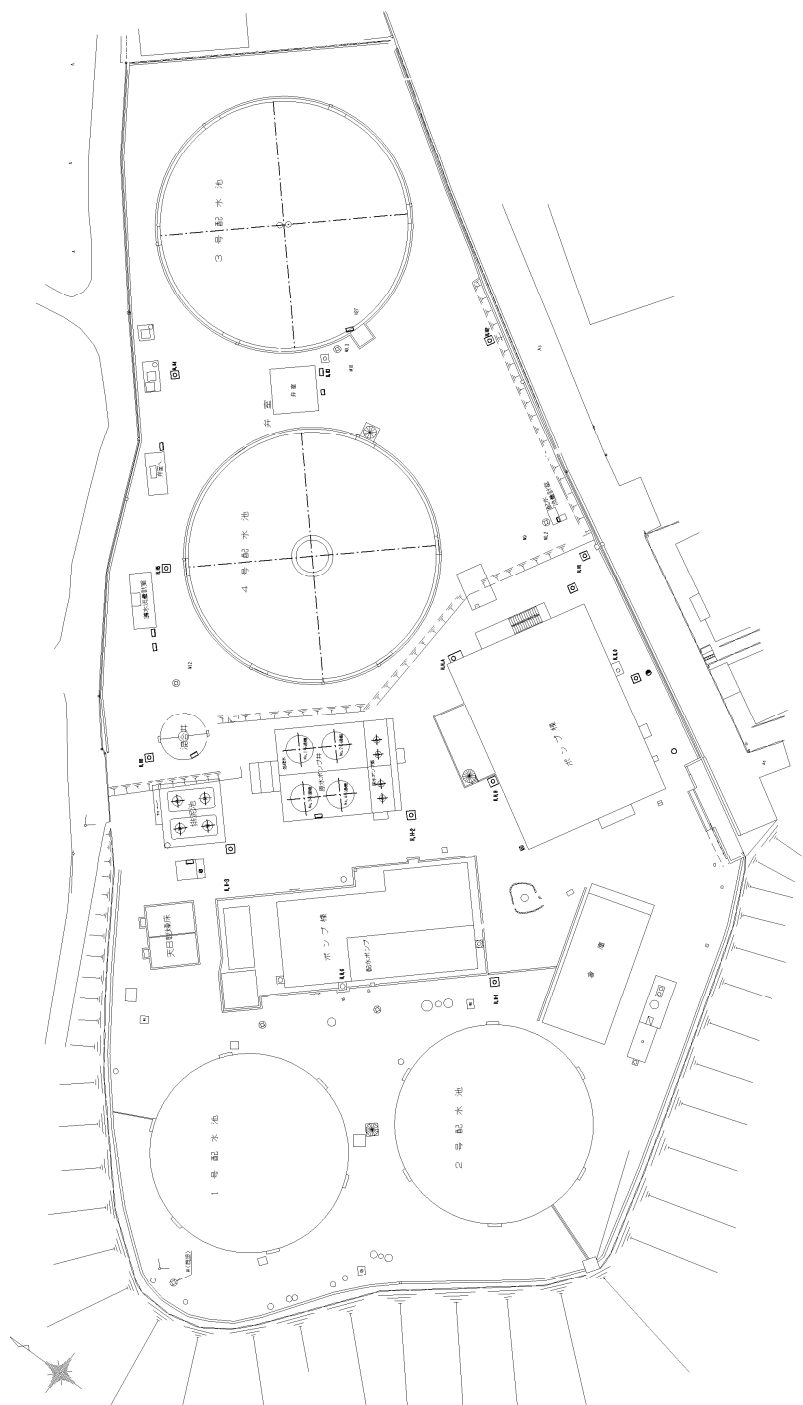
(1) 浄水場及びその他関連施設

1) 立地条件等

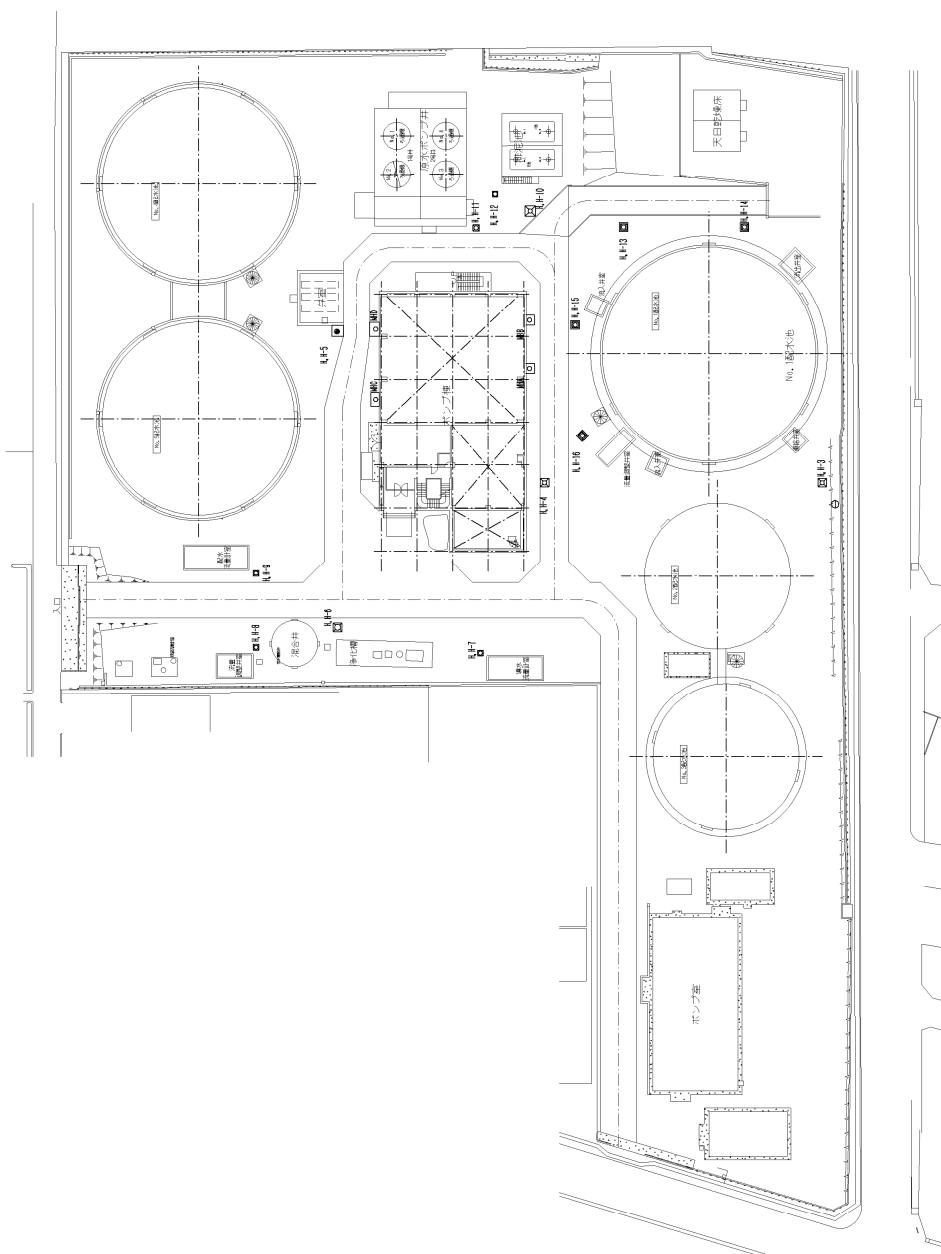
表 15 浄水場の立地条件

区分	施設名称	所在地
浄水場	南部浄水場	佐倉市小篠塚 1240 番地
	志津浄水場	佐倉市上志津原 59 番地 2
	上座浄水場	佐倉市上座 776 番地 2

南部浄水場 平面図



志津浄水場
平面図



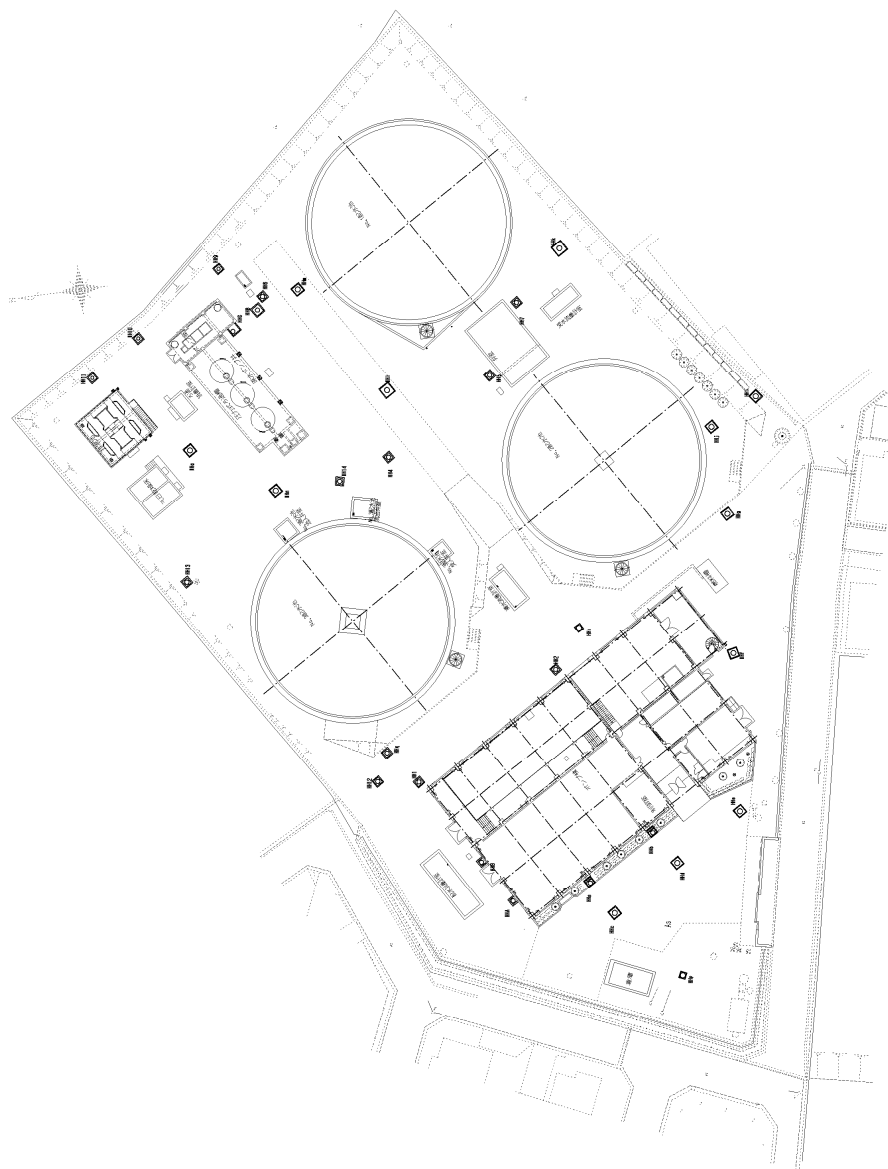


表 16 その他関連施設の立地条件

番号	施設名	所在地	備考
1	南部1号井	佐倉市小篠塚	
2	南部2号井	佐倉市小篠塚	
3	南部3号井	佐倉市木野子	
4	南部4号井	佐倉市神門	
5	南部5号井	佐倉市木野子	
6	南部6号井	佐倉市木野子	
7	南部7号井	佐倉市木野子	
8	南部9号井	佐倉市岩富	
9	南部10号井	佐倉市大作1丁目	
10	南部11号井	佐倉市神門	
11	南部12号井	佐倉市神門	
12	志津1号水源	佐倉市志津原	
13	志津2号水源	佐倉市中志津六丁目	
14	志津3号水源	佐倉市下志津原	
15	志津4号水源	佐倉市下志津原	
16	志津5号水源	佐倉市下志津原	
17	志津6号水源	佐倉市上志津	
18	志津7号水源	佐倉市下志津原	
19	志津8号水源	佐倉市西志津八丁目	
20	志津9号水源	佐倉市西志津七丁目	
21	志津10号水源	佐倉市下志津原	
22	志津11号水源	佐倉市上志津	
23	志津12号水源	佐倉市下志津原	
24	志津13号水源	佐倉市下志津原	
25	志津14号水源	佐倉市上志津	
26	上座1号水源	佐倉市上座	
27	上座2号水源	佐倉市ユーカリが丘一丁目	
28	上座3号水源	佐倉市小竹	
29	上座4号水源	佐倉市ユーカリが丘五丁目	
30	上座5号水源	佐倉市ユーカリが丘六丁目	
31	上座6号水源	佐倉市ユーカリが丘六丁目	
32	水道管理用地（旧上座7号井）	佐倉市ユーカリが丘三丁目	
33	水道水質自動測定装置	佐倉市宮前2-37	宮前北公園
34	水道水質自動測定装置	佐倉市江原台2-27	健康管理センター
35	水道水質自動測定装置	佐倉市宮ノ台3-9-1	井野中学校
36	残留塩素監視制御版	佐倉市西御門310-3	リサーチパーク
37	給水スポット	佐倉市臼井田2714地先	ふるさと広場
38	給水スポット	佐倉市栄町1001番地先	京成佐倉駅前
39	水質検査室	佐倉市裏新町31	
40	水道管理用地（旧南部13号井）	佐倉市岩富	水道用地
41	水道管理用地（旧南部3号井）	佐倉市神門	
42	水道管理用地（旧南部6号井）	佐倉市宮本	
43	水道管理用地（旧南部7号井）	佐倉市宮本	
44	水道管理用地	佐倉市大蛇町596-1	
45	水道管理用地	佐倉市六崎334-26	

2) 施設構成の概要

表 17 浄水場の施設構成の概要

施設名称	施設・設備	形式・能力	数量	備 考
南部浄水場	受電設備	高圧2回線受電（常用・予備）	1式	
	取水井	深井戸	11井	
	原水ポンプ井	RC構造、450m ³	1池	
	原水ポンプ	4.65m ³ /min×21m×30kW	4台	
	ろ過機	20,100m ³ /日（常用3基合計）	4基	
	混合井	PC構造、130m ³	1池	広域水道からの受水有
	配水池	PC構造 14,000m ³ （全体）	4池	
	配水ポンプ	8m ³ /min×50m×110kW	4台	
	排水処理設備	排泥池、天日乾燥床	1式	
	自家発電設備	625kVA、原動機ディーゼル	1式	
志津浄水場	受電設備	高圧2回線受電（常用・予備）	1式	
	取水井	深井戸	14井	
	原水ポンプ井	RC構造、450m ³	1池	
	原水ポンプ	4.75m ³ /min×27m×30kW	4台	
	ろ過機	20,500m ³ /日（常用3基合計）	4基	
	混合井	PC構造、130m ³	1池	広域水道からの受水有
	配水池	PC構造 15,940m ³ （全体）	5池	
	配水ポンプ	8.7m ³ /min×54m×110kW	5台	
	排水処理設備	排泥池、天日乾燥床	1式	
	自家発電設備	750kVA、原動機ディーゼル	1式	
上座浄水場	受電設備	高圧1回線受電	1式	
	取水井	深井戸	6井	
	原水ポンプ井	RC構造、210m ³	1池	
	原水ポンプ	3.5m ³ /min×20m×22kW	3台	
	ろ過機	9,070m ³ /日（常用2基合計）	3基	
	配水池	PC構造 10,290m ³ （全体）	3池	志津浄水場からの受水有
	配水ポンプ	8m ³ /min×50m×110kW	3台	
	排水処理設備	排泥池、天日乾燥床	1式	
	自家発電設備	450kVA、原動機ディーゼル	1式	

第5. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市は受託者と誠意をもって協議するものとし、これを定めるものとする。

協議の方法等については、事業契約において定める。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生した全ての紛争については、千葉地方裁判所佐倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

(1) 基本的な考え方

受託者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

1) 受託者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 受託者の提供するサービスが、事業契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業契約の定めに従い、受託者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受託者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、市は事業契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、事業契約において定める。
- イ 受託者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記ア、イの規定により、市が事業契約を解除した場合、受託者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 受託者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。
- イ 上記アの規定により受託者が事業契約を解除した場合、市は受託者に生じた損害を賠償する。

3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力その他、市又は受託者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び受託者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、市及び受託者は、事業契約を解除することができる。
- イ 上記アの規定により事業契約を解除した場合、市及び受託者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償を行わない。

2. 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、受託者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

受託者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

受託者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を受託者が受けることができるように可能な範囲で協力するものとする。

(3) その他の措置及び支援に関する事項

市は、受託者による事業実施に必要な許認可等を取得する場合は、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と受託者で協議する。

第 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 実施に関して使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、単位は S I 単位及び通貨は円に限る。

2. 実施方針に関する説明会

(1) 開催日時及び場所

事前に参加申込みを行った者のみ参加することができる。

- ① 説明会開催日時：令和 8 年 9 月 30 日（水）15:00～
- ② 説明会開催方法：対面方式
- ③ 説明会開催場所：佐倉市美術館 4 階ホール（佐倉市新町 210 番地）

(2) 申込方法

説明会への参加を希望する場合は、受付期限までに様式 1 を 4（1）の連絡先まで電子メールにて提出すること。市が参加申込書を受信し、参加を受け付けた際は、電子メールで受付完了の返信を行う。

受付期限：令和 8 年 9 月 25 日（金）まで

3. 実施方針に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

令和 8 年 10 月 14 日（水）まで

(2) 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、所定の様式に記入の上、下記の連絡先まで電子メールにて提出すること。

【提出先】 sakura-wppp@oriconsul.com

提出ファイル形式は「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。また、提出件名（メール表題）は「佐倉市 WPPP 事業_意見書・質問書_●●」（●●は提出者名）とすること。意見書・質問書を受信したときは、電子メールにより受信確認の通知を送付する。

なお、意見又は質問が公表された場合に、提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

(3) 意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、令和 8 年 11 月上旬（予定）に、市のホームページにおいて公表する。

4. 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

佐倉市 上下水道部 下水道課 計画班

TEL : 043-485-1191

E-mail : w-gesuidou@city.sakura.lg.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、佐倉市ホームページを通じて適宜行う。

佐倉市ホームページ：

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/jogesuidobu/oshirase/22222.html>



別紙 1 リスク分担表

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
(共通)						
入札・契約 リスク	応募手続	応募に係るコスト	1		○	応募に係る費用(提案書作成の人件費、直接経費など)は受託者が負担する。
	入札手続	入札説明書、入札手続の誤り等	2	○		入札説明書の訂正、入札手続きの更正等により受託者に発生した追加費用を佐倉市が負担する。
	書類の誤り	佐倉市が作成する実施方針、要求水準書その他の募集・契約関係書類の誤りに関するリスク	3	○		佐倉市が作成した実施方針、要求水準書等の誤りにより受託者に発生した追加費用及び損害は佐倉市が負担する。
	契約	ウォーターPPP受託者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	4	○	○	契約遅延の原因が受託者側にある場合は、契約の遅延により佐倉市に発生した追加費用を受託者が負担する。それ以外の場合は、それぞれに発生した追加費用をそれぞれが負担する。
財務 リスク	債務不履行	佐倉市による債務不履行(支払い遅延・不払い等)に関するリスク	5	○		佐倉市の支払遅延、不払い等により受託者に発生した追加費用及び損害は佐倉市が負担する。
		ウォーターPPP受託者による債務不履行(倒産等)に関するもの	6		○	受託者の債務不履行により佐倉市に発生した追加費用及び損害は受託者が負担する。
	補助金受給・起債	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するリスク	7	○	○	補助金申請及び起債手続は原則として佐倉市が行い、佐倉市が実施すべき事項に起因するリスクは、佐倉市が負担する。ただし、受託者が作成・提出すべき概算工事費その他の申請関係書類の提出遅延、不備等、受託者の責めに帰すべき事由により、補助金の交付遅延、減額、不交付又は起債手続への支障が生じた場合は、受託者がこれにより生じる追加費用及び損害を負担する。
制度関連 リスク	政治	債務負担行為等の議決に関するリスク	8	○		議会議決の取得は佐倉市の責任とし、議決未了により生じる追加費用は佐倉市が負担する。
		佐倉市の政策変更による契約の中断・変更に関するリスク	9	○		佐倉市の政策変更による業務範囲変更、中止等に伴う追加費用は佐倉市が負担する。
		事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関するリスク	10	○		佐倉市の判断による事業範囲の変更に伴う増減費用は佐倉市が負担する
	法令変更	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	11	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は佐倉市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を佐倉市が負担する。
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法	12		○	当該法令変更、新規立法に対応するための増加費用は受託者が負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を受託者が負担する。
	税制変更	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	13	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は佐倉市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を佐倉市が負担する。
		当該事業のみでなく、広く一般的に適用される税制などの変更	14		○	法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更による増加費用は受託者が負担する。
		法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更	15		○	税制変更により発生する増加費用は、受託者が負担する。

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
制度関連 リスク	許認可	当該事業の実施に関して佐倉市が取得すべき許認可の遅延	16	○		当該許認可取得の遅延に伴い受託者側に発生した増加費用を佐倉市が支払う。
		当該事業の実施に関してウォーターPPP受託者が取得すべき許認可の遅延	17		○	当該許認可取得の遅延に伴い佐倉市に発生した増加費用を受託者が支払う。
社会 リスク	住民対応	本事業実施に関する住民反対、訴訟、要望などへの対応	18	○		佐倉市が訴訟費用を負担するとともに、これにより事業が遅延して受託者側に発生した増加費用を佐倉市が支払う。
		ウォーターPPP受託者が行う業務に関する住民反対、要望などへの対応	19		○	受託者の業務遂行方法、施工、交通規制、安全管理等に起因する住民対応費用及び損害は受託者が負担する。
	環境	ウォーターPPP受託者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、臭気等)に関する対応	20		○	環境問題に対する対応費用をあらかじめ見積もって金額を提案する。
労務 リスク	想定外業務 リスク	第三者の加害行為(破壊、盗難、強盗、汚損、放火等)による事業変更・施設運転停止・事業継続の不履行に関するもの	21	○	○	受託者の管理義務の不届きにより発生した想定外業務リスクは受託者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは佐倉市のリスク分担とする。
	見学者対応 リスク	施設の工事又は維持管理・運転の不備による見学者の怪我に関するリスク	22		○	受託者の管理瑕疵に起因する事故は受託者が負担する。
	安全確保 リスク	事業者が行う調査、工事、維持管理等における安全性の確保に関するもの	23		○	業務遂行上の安全確保は受託者の責任とし、安全管理不足に起因する損害は受託者が負担する。
		上記以外のリスク	24	○		受託者の責に帰さない労務リスクについては佐倉市が負担する。
	教育・研修	関連経費及び予備要因の配置又は応援要員の確保に関するリスク	25		○	必要な教育訓練、人員確保に係る費用は受託者が負担する。
	ハラスメント	ウォーターPPP受託者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下(セクハラ、パワハラ等)に関するリスク	26		○	受託者従業員等によるハラスメントに起因する損害及び対応費用は受託者が負担する。
	不正・犯罪	ウォーターPPP受託者の従業員の不誠実行為(贈収賄、情報漏えい等)による業務停止、契約解除に関するリスク	27		○	受託者従業員の不正行為等に起因する損害及び契約上の責任は受託者が負担する。
	労務災害	業務従事者の労務災害等に関するリスク	28		○	受託者の雇用する業務従事者の労務災害に係る責任及び費用は受託者が負担する。
経済 リスク	資金調達	事業に必要な資金の確保	29	○	○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は佐倉市と変更協議を行う。
	物価変動	契約締結時に合理的に予見可能な物価変動	30		○	契約締結時に合理的に予見可能な物価変動は、受託者が提案価格に織り込み、受託者が負担する。
		契約締結後に生じた、予見困難な著しい物価変動	31	○		契約締結後に、主要な労務費又は資材価格等について予見困難な著しい変動が生じた場合は、契約書に定める物価変動に伴う契約金額の変更基準に基づき、佐倉市と受託者が協議の上、契約金額を変更する。変更基準の範囲内の変動は受託者が負担し、基準を超える部分は佐倉市が負担する。

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
経済 リスク	金利変動	受託者が自ら行う資金調達に係る金利変動	32		○	ウォーターPPP（レベル3.5）では、受託者による民間資金調達を事業の前提としない。受託者が運転資金等を自ら調達する場合の金利変動及び資金調達コストは、受託者が負担する。
		佐倉市が行う起債その他の資金調達に係る金利変動	33	○		更新事業費等について佐倉市が行う起債その他の資金調達に係る金利変動及び資金調達コストは、佐倉市が負担する。
	予算等に係る議会	予算等の議決が得られない場合	34	○		直接業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、受託者への支払いが行えない場合は、基本佐倉市が負担する。
	賃金変動	事業期間中の賃金水準の変動に伴う経費の増加	35	○	○	通常の賃金変動は受託者が負担する。ただし、賃金水準に一定以上の変動が生じた場合は、契約で定める基準に基づき委託料の変更について協議する。
第三者賠償 リスク		避けがたいリスク	36	○		仕様・要求水準に従い業務を遂行しても避けることができないリスクについては佐倉市が負担する。
		施設の瑕疵リスク	37	○		契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては佐倉市が負担する。
		ウォーターPPP受託者が建設した施設の瑕疵リスク	38	○	○	設計・施工・監理の各段階を実施した受託者が各瑕疵リスクを負担する。ただし佐倉市の指示により生じた瑕疵については、佐倉市が負担する。
		不法行為によるリスク	39		○	受託者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは受託者が負担する。
		業務遂行の不備によるリスク	40		○	施設の維持管理及び改築工事等、業務遂行の不備・未達によるものは受託者が負担する。
		再委託による損害	41		○	本業務の一部を再委託した場合であっても、再委託先の行為により生じた損害及び契約上の責任は受託者が負担する。
事業の中止や 延期等のリスク		佐倉市の要因に基づく事業の中止・延期・不能リスク（不可抗力を除く）	42	○		実施契約にない佐倉市の要因（事由）によるものは佐倉市が負担する。
		上記以外の理由に基づく事業の中止・延期・不能リスク（不可抗力を除く）	43		○	実施契約にない佐倉市の要因（事由）によるものの以外は受託者が負担する。
付帯事業 リスク		付帯事業の不振・事業計画不履行に関するリスク	44		○	付帯事業は佐倉市側ではコントロール不可能であることから、佐倉市側に帰責事由がない限り、受託者が負担する。
事業終了手続 き リスク		業務移行期間の費用リスク	45	○	○	契約で定める通常の業務移行に要する費用は受託者が負担する。ただし、佐倉市の指示により追加的な業務移行対応が必要となった場合の費用は佐倉市が負担する。
		契約期間の終了又は契約解除に伴う管理物件の原状回復	46		○	契約で定める通常の原状回復に要する費用は受託者が負担する。ただし、佐倉市の指示又は責めに帰すべき事由による追加費用は佐倉市が負担する。
		契約期間の終了又は契約解除に伴う撤収費用	47		○	契約で定める通常の撤収に要する費用は受託者が負担する。ただし、佐倉市の指示又は責めに帰すべき事由による追加費用は佐倉市が負担する。

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
保険 リスク		設計・工事段階及び維持管理・運転段階のリスクをカバーする保険	48		○	受託者は業務遂行上必要な保険に加入し、その保険料を負担する。ただし施設所有者として加入すべき保険は佐倉市が負担する。
不可抗力 リスク		発注計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	49	○		不可抗力による施設損害に関する修復費用は佐倉市が負担する。不可抗力による事業の変更、中止に伴い、受託者に発生した追加費用は佐倉市が負担する。
		事前に合理的な対策が可能であった不可抗力事象に伴う施設・設備の修復費用の増加及び業務遂行不能	50	○	○	事前に合理的な対策が可能であり、受託者が要求水準又は善管注意義務に基づく対策を怠った場合は受託者を主負担とし、それ以外は協議により決定する。
業務遂行 リスク		応募者又は受託者が作成する申請書、事業計画書その他の提出書類の誤りに関するリスク	51		○	応募者又は受託者が作成した申請書、事業計画書等の誤りにより生じる追加費用及び損害は受託者が負担する。

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
(管路施設)						
維持管理に係る リスク	維持管理・ 修繕費用増 大	ウォーターPPP受託者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	52		○	維持管理費用や修繕費用の増大部分は受託者が負担とする。
		佐倉市の要因による仕様変更等で、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	53	○		維持管理費用や修繕費用の増大部分は佐倉市が負担とする。
		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	54	○		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用の増大部分は佐倉市が負担とする。
	業務中の事故	ウォーターPPP受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合	55		○	施設損害に関する修復費用は受託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、佐倉市に発生した追加費用は受託者が負担する。
		ウォーターPPP受託者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	56	○	○	施設損害に関する修復費用は佐倉市と受託者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
		業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合	57		○	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は受託者が行う。事業の変更、中止に伴い、佐倉市に発生した追加費用は受託者が負担する。
	道路陥没	業務期間・対象区域において、維持管理・修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合	58	○	○	道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は佐倉市が負担する。受託者の業務不履行又は要求性能未達に起因する道路陥没は受託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
		業務期間・対象区域において、維持管理・修繕・改築等の業務が未実施の箇所、道路陥没が発生した場合	59	○		道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は佐倉市が負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
調査・計画・設計 に係るリスク	調査	佐倉市が実施したTVカメラ調査等に不備があった場合	60	○		TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い受託者に発生する追加費用を佐倉市が負担する。
		ウォーターPPP受託者が実施したTVカメラ調査などに不備があった場合	61		○	TVカメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い佐倉市に発生する追加費用を受託者が負担する。
	計画・設計	佐倉市が実施した長寿命化計画等に不備があった場合	62	○		計画の不備を補正するため、または計画の変更に伴い受託者に発生する追加費用を佐倉市が負担する。
		佐倉市の改築設計の要求内容・条件の内容に不備があった場合	63	○		設計変更を行うため、または工法・工期の変更に伴い受託者に発生する追加費用を佐倉市が負担する。
		ウォーターPPP受託者が実施した設計に不備があった場合	64		○	計画・設計の不備を補正するため、または工法・工期の変更に伴い佐倉市に発生する追加費用を受託者が負担する。
改築工事に係る リスク	工期遅延	ウォーターPPP受託者の責めにより、契約期日までに改築工事が完了しない場合	65		○	工事の遅延に伴い佐倉市に発生した追加費用を受託者が負担する。
		佐倉市の要因による設計変更等で、契約期日までに改築工事が完了しない場合	66	○		工事の遅延に伴い受託者に発生した追加費用を佐倉市が負担する。

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
改築工事に係る リスク	工事費増大	ウォーターPPP受託者の責めにより、当初予定の工事費をオーバーする場合	67		○	工事費の増大部分は受託者が負担とする。
		佐倉市の要因による設計変更等で、当初予定の工事費をオーバーする場合	68	○		工事費の増大部分は佐倉市が負担とする。
	工事監理	工事監理の不備により工事内容、工期等に不具合が発生	69		○	受託者の費用負担で工事内容、工期の修復を図る。または、工期遅延による増加費用を受託者が負担する。
	要求性能	改築工事完成後、佐倉市の検査で要求性能に不適合部分、施工不良部分が発見された場合	70		○	要求性能不適合部分、施工不良部分の改修を受託者の費用負担で実施する。

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
(浄水場・中継ポンプ場)						
維持管理に係る リスク	説明責任	対象施設の能力、環境条件および許認可関連等、委託者より提供された施設及び条件に瑕疵があった場合	71	○		佐倉市から提供された施設情報、能力条件等に瑕疵がある場合に生じる追加費用は佐倉市が負担する。
	維持管理・修繕費用増大	関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合	72	○		受託者の責によらない行政指導等に伴う追加費用は佐倉市が負担する。
		受託者の責により関係機関の行政指導等により業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合	73		○	受託者の法令違反又は管理不備に起因する行政指導等による追加費用は受託者が負担する。
	環境保全	受託者が事業を受注する前に、既に発生していた環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	74	○		契約締結前から存在した環境汚染に起因する追加費用は佐倉市が負担する。
		受託者が事業を受注する前に、既に発生していたかどうか不明な環境汚染が発見され、基準値未達による処理コスト増が生じた場合	75	○		
	需要予測	突発事態以外の理由による計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合	76	○		需要増加や原水水質悪化等の外的要因による追加費用は佐倉市が負担する。
		受託者の運転管理が原因で計画以上の配水量の増加、あるいは原水水質悪化による基準値未達による処理コスト増が生じた場合	77		○	受託者の運転管理不良によるものは受託者が負担する。
		受託者の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合	78		○	
	施設損傷	受託者による施設の不適切な処置により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合	79		○	受託者の管理瑕疵による損傷は受託者負担とする。
		受託者による施設の不適切な運転操作により、施設の損傷や損害を与え、コスト増が生じた場合	80		○	受託者の管理瑕疵による損傷は受託者負担とする。
		受託対象施設以外の施設や事象からの波及事故により、対象施設が損傷を受け配水供給に支障をきたした場合	81	○		受託者の管理瑕疵以外の外的要因による損傷は佐倉市負担とする。
	不可抗力	受託者の責に帰することのできない大規模停電等の緊急事態により、設備が自動停止若しくは損傷を受け排水供給に支障をきたした場合	82	○		不可抗力による損害復旧費及び事業継続に必要な追加費用は佐倉市が負担する。
	技術革新	受託者が採用した技術での追加費用が発生した場合	83		○	受託者提案技術に起因する追加費用は受託者負担とする。
		佐倉市の指示等による採用技術での追加費用が発生した場合	84	○		佐倉市指示による技術採用に伴う追加費用は佐倉市負担とする。

リスクの種類・内容			No	リスク負担者		リスク分担の考え方
				佐倉市	ウォーター PPP 受託者	
維持管理に係る リスク	事故発生	受託者による施設の不適切な運転操作などにより、事故が発生した場合	85		○	受託者の運転管理又は安全管理上の瑕疵による事故は受託者が負担する。
		施設・設備の劣化等の瑕疵により事故が生じた場合	86	○		施設固有の瑕疵による事故は佐倉市が負担する
		受託者の責により人身事故が発生した場合	87		○	
計画に係るリスク	計画	ウォーターPPP受託者が実施した計画に不備があった場合	88		○	計画の不備を補正するために佐倉市に発生する追加費用を受託者が負担する。